小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第８１号

大阪市旭区大宮１丁目３番26号
再生債務者　林　秀明
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成28年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第１０９号

埼玉県朝霞市栄町５丁目９番28―707号
再生債務者　飯田　晃久
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成28年５月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第８号

大阪府枚方市伊加賀西町２番７―1202号
再生債務者　本多　正彦
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年６月27日まで
４　一般異議申述期間　平成28年６月30日から平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００５５号

東京都渋谷区笹塚３―54―15―201
再生債務者　玉山　まい
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第５号

香川県高松市香川町浅野3512番地４
再生債務者　新見　武夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年５月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月31日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の熊本支店、宮崎支店及び鹿児島支店における金融商品取引業（東海東京カード・るうどうくらぶ（株式累積投資）・ファンドるうとう（投信定期買付）・外国株式（米国・カナダ・欧州・香港・韓国を除く）・店頭デリバティブ取引（株券貸借取引を含む）・上場先物取引（売・買）及び上場オプション取引（売）・日興ＭＲＦ以外のＭＲＦのほか、承継するりとができないものとして別途合意する業務及び商品を除く）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させるりとにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月三十日
掲載頁　二一〇頁（号外第一四六号）
（乙）http://www.tokaitokyo.co.jp/
平成二十八年六月八日
福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目三番六号
（甲）西日本シティＴＴ証券株式会社
代表取締役　河谷　充
愛知県名古屋市中村区名駅四丁目七番一号
（乙）東海東京証券株式会社
代表取締役　早川　敏之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するりとにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年六月八日
大阪府豊中市蛍池南町三丁目一番一五号
合同会社宗治
代表社員　岸本　宗丈

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し、一千万円とするりとにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年六月八日
東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号
ワカ末ビル七階　有限会社パーソンライト
代表取締役　菊谷　和明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百万円減少し五百万円とするりとにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年六月八日
香川県高松市新北町一七番二九号
有限会社創新コンサルタント
取締役　伊藤　嘉秀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一千五百万円、資本準備金の額を金一千五百万円減少するりとにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に計算書類の公告義務はございません。

平成二十八年六月八日
東京都北区滝野川六丁目三三番一〇号
有限会社小池商店
取締役　小池　将喜

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十三日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年六月八日
東京都渋谷区南平台町三番八号
メディアラグ株式会社
代表取締役　藤井　雅俊

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年七月中旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年六月八日
兵庫県加東市上滝野一五七三番地二
藤井電工株式会社
代表取締役　藤井　信孝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年七月中旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年六月八日
兵庫県加東市上滝野一五七三番地二
藤電商事株式会社
代表取締役　藤井　信孝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年七月中旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年六月八日
兵庫県加東市上滝野一五七三番地二
藤商管理株式会社
代表取締役　藤井　信孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月八日
札幌市西区八軒一〇条西一二丁目六番一五号
札幌ＯＳ物流株式会社
代表取締役　高谷　泰士

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して株券を発行する旨の定款の定めを廃止することと致しましたので公告します。

本定款変更は平成二十八年六月三十日開催の当社株主総会終結の時に発効し、その時点をもって当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月八日
東京都港区芝二丁目三番三号
三菱アルミニウム株式会社
代表取締役　濵地　昭男